

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年4月 23 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国（受）第 2400112 号
厚生局事案番号 : 四国（厚）第 2500001 号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月28日の標準賞与額を31万1,000円、令和4年7月29日の標準賞与額を35万9,000円に訂正することが必要である。

令和3年12月28日及び令和4年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月28日及び令和4年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和3年12月28日
② 令和4年7月29日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社が保管する、冬季賞与明細一覧表（2021年12月28日支給分）及び2022年夏季賞与明細一覧表（2022年7月29日支給分）、並びに請求者に係る令和3年分賃金台帳及び令和4年分賃金台帳（以下「賞与明細一覧表等」という。）によると、請求者は、同社から請求期間①は31万1,000円、請求期間②は35万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額を超える標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、前述の賞与明細一覧表等において確認できる賞与額から、請求期間①は 31 万 1,000 円、請求期間②は 35 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和 3 年 12 月 28 日及び令和 4 年 7 月 29 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2 年）により消滅した後の令和 6 年 9 月 30 日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和 3 年 12 月 28 日及び令和 4 年 7 月 29 日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。